

## 「市へ寄せられた意見・問合せ等」のホームページ掲載に関するガイドライン

### 1 目 的

市へ寄せられた意見や問い合わせ（以下「意見等」という。）のホームページへの掲載について、電子相談窓口等だけではなく、全庁的に寄せられた意見を掲載することにより、市政の透明化を推進し開かれた市政の実現を図ることを目的とする。

### 2 掲載の対象

- (1) 意見等に対して、各所属で協議を行った上で回答したもの。
- (2) 電話やメール、来庁等様々な方法で寄せられたもの。

### 3 掲載対象外等

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- (2) 情報の内容が主として、営業活動、政治活動、又は宗教活動を目的としたもの。
- (3) 第三者を誹謗中傷したり、不利益を与えると判断されるもの。
- (4) 犯罪的行為に結びつく判断されるものや法律に反すると判断されるもの。
- (5) 本市の行政運営の実態と反し、第三者に誤解を与えるおそれのあるもの。
- (6) 本市のホームページ等に掲載されている、市の業務の申請等に係る一般的な手続き（戸籍の届出や各種証明の申請方法等）に関する問い合わせ。ただし、定期的で頻度の高い問い合わせについては掲載する。
- (7) 個人的な案件など、汎用性がないもの。
- (8) 市の業務と直接関わりがないもの。
- (9) 既に掲載されている内容と同様の主旨のもの
- (10) 意見者が公表することを「不可」としているもの。

### 4 掲載の方法

各所属において所定の様式に記入し、地域づくり支援課で取りまとめてホームページへ掲載する。

- (1) 地域づくり支援課への提出にあたり、回答文のワードデータを各所属で決裁後、速やかに担当者までメールで送付する。
- (2) 詳細な説明または申請書等の様式の提供が必要な場合は、回答文中に市ホームページにおける当該情報掲載ページに係るリンクを設定し、利用者の誘導をはかること。

### 5 個人情報等への配慮

掲載にあたっては、個人情報の保護に関する法律に基づき、特定の個人を識別することができる部分や他の情報と照合することで個人が識別できる部分は、削除や言い換えなどの対応を行う。